

令和2年9月

お客様各位

融資契約終了後の書類に関するお知らせ

平素は豊田信用金庫をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、これまでお借入時にお預かりいたしました融資契約書につきまして、ご返済によって契約終了（完済）となりました場合には、従来は一律にお客様へご返却させていただいておりましたが、令和2年10月1日以降に契約が終了した融資契約書からご返却せず、当金庫で10年間保存し、保存期間経過後に責任を持って廃棄させていただく取扱いに変更させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、不動産担保設定等に関する書類につきましては、不動産担保解除登記などが必要となりますので、従来通り「お取扱店舗」からご返却させていただきます。

また、契約終了後の契約書類の返却を希望される場合は、お手数ですが「お取扱店舗」までお申出いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら「お取扱店舗」もしくは「最寄りの店舗」までお問い合わせ下さい。

